

議案第 38 号

日野町税条例等の一部改正について

日野町税条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

# 税条例の改正が必要な理由と概要

## 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、日野町税条例の規定について、所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

- (1) 中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の1/2又は全額を軽減するもの。（附則第10条）
- (2) 生産性向上のために取得した償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の特例措置の拡充
  - ・固定資産税の課税標準額の特例の対象に、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物を加えるもの。（附則第10条の2）
- (3) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長
  - ・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもの。（附則第15条の2）
- (4) 徴収猶予の特例措置
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税をすることが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例を設けるもの。（附則第23条）
- (5) 寄附金税額控除の特例措置
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止等されたイベントの、チケットの払戻しを受けない場合に、その金額分を「寄附」とみなし、個人住民税の税額控除の対象とするもの。（附則第24条）
- (6) 住宅借入金等特別税額控除の特例措置
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得した家屋への入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合でも、一定の要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が受けられるもの。（附則第25条）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行する。

日野町税条例等の一部を改正する条例

(日野町税条例の一部改正)

第1条 日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="286 560 383 592">附 則</p> <p data-bbox="232 659 376 691">(読替規定)</p> <p data-bbox="203 711 1106 930">第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p data-bbox="232 1007 904 1038">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="203 1059 412 1091">第10条の2 略</p> <p data-bbox="203 1112 353 1144">2～16 略</p> <p data-bbox="203 1165 1084 1240">17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p data-bbox="232 1316 703 1348">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>	<p data-bbox="1218 560 1314 592">附 則</p> <p data-bbox="1164 659 1308 691">(読替規定)</p> <p data-bbox="1135 711 2038 930">第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p data-bbox="1164 1007 1836 1038">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="1135 1059 1344 1091">第10条の2 略</p> <p data-bbox="1135 1112 1285 1144">2～16 略</p> <p data-bbox="1187 1316 1657 1348">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第6項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 略

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)

第2条 日野町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～16 略

17 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～16 略

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 略

定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。